

光市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

光市教育委員会

Ⅰ 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、子どもたちに質の高い教育活動を行うことができる環境づくりを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

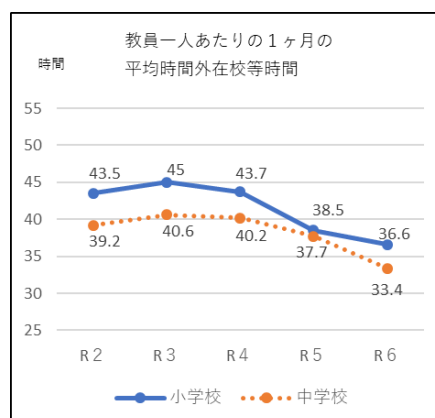
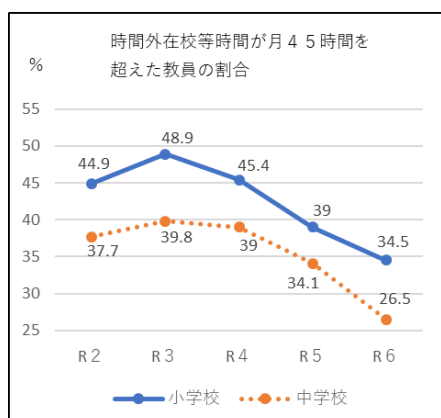
本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、管理職や専門職の職員を含めた全ての教職員のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで教職員の健康を守り、ウェルビーイングを確保することにある。「働き方改革」を進めることで、教職員自らの意欲と創造性を高め、子どもたちに対してより良い教育を行うことができるようにする。

光市教育委員会(以下、「市教育委員会」という。)は、本計画に基づき推進体制の整備や取組の在り方について検討しながら、市内の各学校とともに「働き方改革」に向けた主体的な取組を展開するとともに、本計画を公表し、取組の状況について総合教育会議において報告する。

各学校は、本計画の趣旨を踏まえ、教育委員会から助言、支援を受けながら、全教職員の共通理解のもと、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図るようにする。

(2) 光市の教員の時間外在校等時間*の状況

* 時間外在校等時間:勤務時間外において、学校教育に関する業務を行っている時間のこと



改革の推進により、一定の改善が見られるものの、依然として多くの教員が、時間外在校等時間の上限を超えて勤務している。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

Ⅰ 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする

Ⅱ 年間におけるⅠ 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%に近づける

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

- ただし、時間外在校等時間の状況や具体的な取組の検証、県や国が策定するガイドライン等を踏まえた改善、見直しを適宜行う。

4 取組の推進体制

市教育委員会は、「学校における働き方改革推進会議」において、各小・中学校と連携しながら、本計画に基づく各種取組を積極的に展開する。取組の推進に当たっては、担当指導主事をはじめ、CS アドバイザーや小中一貫教育企画員等による伴走支援を行う。

【光市学校における働き方改革推進会議】

(構成) 教育長、教育部長、教育部次長、市内小・中学校長、市教育委員会事務局

(役割) 全市的な取組の推進、情報共有、取組の検証等

5 取組内容

持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、「業務の見直し・適正化」「校務の効率化」「勤務体制等の改善」「連携・協働体制の推進」の4つの柱の下、13の取組を設定する。

【柱1 業務の見直し・適正化】

働き方改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、学校における業務の精選と業務量の適正化を図る。

① 会議・調査・各種書類の精選・簡素化

市教育委員会が主催する会議や依頼する調査、各種書類について、以下の視点から見直しを図る。

- ・廃止、統合
- ・時間短縮回数、項目の削減
- ・記載内容や提出方法の簡素化・ICT 活用による電子化

② 勤務時間管理の適正化

勤怠管理システムにより出退勤時刻を適切に管理するとともに、勤務実態の適切な把握に努める。

③ 意識改革や業務の効率化を図る研修等の充実

光市学校における働き方改革推進会議の開催や国や県の資料の活用などを通じて、学校における働き方改革に係る研修や取組の充実を図る。

- ・時間外在校等時間等の調査結果等の提供
- ・「全国の学校における働き方改革事例集(文科省 R5.3 改訂版)」の活用
- ・「働き方改革 現状分析ツール(県教委 R4.3)」の活用

【柱2 校務の効率化】

ICTの効果的な活用により、学校における業務の更なる効率化を図る。

④ 学校における事務処理の支援

情報伝達手段の簡易化や学校評価等に係るアンケートの集計業務の電子化を推進し、学校の負担軽減に努める。

⑤ 校務支援のための ICT ツール等の活用促進

様々な校務支援のための ICT ツールやその他の負担軽減につながるツールについて、各学校へ情報提供するとともに活用を促進する。

- ・「統合型校務支援システム」の活用

【柱3 勤務体制等の改善】

柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図るとともに、支援スタッフの配置の充実を図る。

⑥ メリハリのある働き方の実施

勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇の取得促進の観点から、以下の取組を推進する。

<全市的取組>

ア 学年末休業日の拡大

年度末の校務を計画的に集約し、次年度に向けた教育課程の設計ときめ細かな引継ぎの時間を確保する。

イ 学校閉庁日の設定

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、学校閉庁日を設定する。閉庁期間は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として児童生徒の活動は行わない。

<各学校の実情に応じた取組>

ウ 時程の工夫

朝礼や終礼、職員会議などの会議時間や回数の見直し、掃除の時間や回数
の見直し、帯時間の活用、休憩時間を確保した上での業間時間・昼休みの見直し等、時程を工夫することにより、教職員が教材研究等に充てる放課後の時間を確保する。

エ 最終退校時刻の設定

教職員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めていくため、各学校において「最終退校時刻」の設定を推奨する。「最終退校時刻」以降に業務を行った場合には、業務内容や退校時刻を管理職に報告することが望ましい。(季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じて取組を進める。)

オ ノー残業デーの設定

学校全体での時間外在校等時間の削減を推進するため、学校ごとに「ノー残業デー」(一斉退校日)を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校することを推奨する。中学校区単位で小・中学校が連携するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざす。

⑦ 留守番電話の活用

市内小・中学校に整備した留守番電話を活用することで、緊急時を除き、教職員の時間外の電話対応の負担を軽減する。

⑧ 部活動の地域展開

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会を確保することや、地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てるという意識の下、

学校部活動の地域展開を進める。持続可能で多様な選択肢が確保された環境と体制を整備することにより、子どもたちの望ましい成長を支えるとともに、教職員の負担軽減を図る。

なお、学校部活動については、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する場合を除き、令和7年度末をもって終了することを基本とする。

学校部活動を地域へ円滑に展開するための取組は、以下のとおりとする。

ア 地域クラブ活動団体の登録

一定の要件を満たした地域クラブ活動団体による試行運用を令和6年4月から開始しており、今後も登録促進を図るとともに、地域クラブ活動の円滑な推進に努める。

イ 地域クラブ活動団体についての情報発信

地域クラブ活動団体の登録状況や活動内容等を子どもたちや保護者に広く周知するため、インターネットでの光市中学校部活動の地域展開情報サイトにより、地域クラブ活動の情報を発信し、随時更新していく。

さらに各中学校で小学6年生とその保護者を対象に実施している入学説明会において、市教育委員会の職員が本市の地域展開の方向性や取組内容等を説明するとともに、地域クラブ活動団体の紹介を行う。

⑨ サポート人材の配置

学校支援人材を各学校に配置又は派遣し、学校運営や教育活動の充実を図る。

ア 光っ子サポーター

特別支援教育の趣旨を踏まえ、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、個に応じた適切な指導・対応を充実させるため、全小・中学校に光っ子サポーターを配置する。

イ 教員業務支援員

教職員の長時間勤務を是正し、学校の指導・運営体制のさらなる充実を図るため、学校の事務的業務を補助する教員業務支援員を配置する。

ウ スクールライフ支援員

悩みを抱える児童生徒に対して、アウトリーチによる家庭訪問や教育支援センター「まなびばひかり」での支援を通して、不登校対応や教育相談機能の充実を図る。

エ 学校司書

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教職員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を配置する。

オ スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを、中学校区ごとに配置し、教育相談機能の充実を図る。

カ スクールソーシャルワーカー

生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒を取り巻く様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、生徒指導・教育相談体制を整備する。

【柱4 連携・協働体制の推進】

本市の特色であるコミュニティ・スクールや小中一貫教育の推進、部活動の地域展開等を通して、学校・家庭・地域の連携・協働体制の充実を図り、社会総がかりで子どもたちの望ましい成長を見守る。

⑩ コミュニティ・スクールの機能を生かした地域のネットワークの強化

学校・家庭・地域の連携・協働による学校課題の解決や、地域のネットワークを生かし、より多くの地域住民や保護者の参画による教育支援活動の充実に向けた取組を一層推進する。

ア 学校運営協議会及び地域学校協働活動の充実

よりよい学校運営に向けて、保護者・地域など多様な人々による熟議・協働活動を推進する。

イ 地域連携教育アドバイザーの派遣

コミュニティ・スクールの取組の円滑な運営に資するため、市教育委員会に地域連携教育アドバイザーを配置し、コミュニティ・スクールや地域連携教育の取組の充実を図る。

⑪ 小中一貫教育の推進による校種を越えた運営の工夫

各学園の実態に応じて、児童生徒がともに学ぶつながりを意識した小中一貫教育を進めることで、教職員の意欲と創造性を高め、よりよい教育活動を展開する。

ア 小中 9 年間を通じた継続的な指導の充実

小中 9 年間を通じた継続的な指導により、中1ギャップの緩和やいじめなどの減少に努め、教職員の精神的・時間的な負担を軽減する。

イ 教職員の連携・協働による校種を越えた組織運営の効率化

小・中学校教員による相互の「乗り入れ授業」、小学校高学年における「一部教科担任制」の実践など、小・中学校の教職員が互いに連携・協働し合う体制を構築することにより、教育の質の向上とともに、校種を越えた創意工夫のもとでの組織運営の効率化を図る。

ウ 小中一貫教育企画員の派遣

小中一貫教育の充実を図るため、市教育委員会に小中一貫教育企画員を配置し、各学園の特色を生かした取組を支援する。

⑫ 部活動の地域展開（再掲）

学校・家庭・地域が連携し、持続可能で多様な選択肢が確保された環境のもと、子どもたちの望ましい成長を支えるとともに、教職員の負担軽減を図る。

⑬ 保護者や地域の理解促進

学校の働き方改革について、各校の Web ページ等を通じて取組状況を公表し、保護者や地域住民の理解を図る。

6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、光市の HP で公表するとともに、総合教育会議において報告を行う。
- (2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (3) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を行うなど、市教育委員会として支援する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。